

サイバー犯罪の実態と被害に 遭わないための心構え

公益財団法人 奈良県防犯協会 業務第一課長 田代宏毅 氏

火曜午餐会第2例会を10月17日当部5階大会議室にて開催。講師としてお迎えすることになっていた公益財団法人奈良県防犯協会専務理事の大倉史郎氏が体調不良のため、急遽、業務第一課長の田代宏毅氏にお越しいただき、奈良県の交通事故について、飲酒運転の罪について、実例やデータを交えてわかりやすく説明して頂いた。そして、本日の講演のテーマである「サイバー犯罪」についての具体的な内容を、公益財団法人 警察協会監修の2022年度版最新のDVD鑑賞で学ぶことになった。

【交通安全のお話】

奈良県の交通事故死は昭和45年がピークだったが、その後、警察による交通指導の取り締まりが強化され、病院の救護体制が進んだこと等により、交通事故による死傷者は着実に減少している。しかし、交通事故による被害者やご家族の悲しみをたくさんの現場で見てきた。福岡で子ども4人が一度に亡くなった飲酒運転事故を覚えておられる方も多いと思いますが、この事件をきっかけに飲酒運転の罰則が強化された。「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」の違いについてお話したい。「酒酔い運転」は呼気中のアルコール濃度と関係なく、正常な運転ができない状態で、まっすぐ立てない、言動がおかしい等、見るからに酔っ払いで

ある状況から総合的に判断される。罰則、罰金は酒気帯びより重い処分を受ける。35点の減点処分は免許取り消しと2年間の失格。5年以下の懲役もしくは100万円の罰金。「酒気帯び運転」は呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上。3年以下の懲役もしくは50万円の罰金。飲酒に関しては、酒類を提供した人、車を貸した人、同乗した人、関係した人は罪になる。警察は忘年会の時期に

大々的な飲酒検問をやるが、飲酒運転の撲滅を狙っている意味があり、本当に検挙するときは路地裏など少し道をそれたところでやっている。

交通事故は本当に悲惨です。安全運転を心がけてください。



サイバー犯罪から身を守る10か条

- ①パスワードを使い回さず、長くて複雑なものに設定し、適切に管理
- ②重要なアカウントは多要素認証を導入しよう
- ③ウイルス対策ソフトを導入して、常に最新の状態に更新しよう
- ④スマホのOSやアプリは常にアップデートしておこう
- ⑤家庭のWi-Fiルーターのセキュリティを強化しよう
- ⑥添付ファイルはすぐに開かない。送信者の身元を確認し、なりすましにも気を付ける
- ⑦必要なウェブサイトはブックマークしておき、メールやSMS内のリンク先はクリックしない。
- ⑧個人情報はおやみに発信しない
- ⑨情報の真偽はきちんと確認し、相手を傷つけるような発信はしない
- ⑩脅威はいつもそばにあると心得てサイバーセキュリティ情報に敏感になろう

困った時の相談先

ネットトラブルに関する被害相談

消費者ホットライン

い や や
188
(局番なし)

フィッシングに関する相談・情報提供

フィッシング110番



警察への相談

警察相談電話

#9110

